平成２１年（フ）第１４６４号
広島県廿日市市地御前北２丁目７番36号
破産者　横谷　治郎
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７５号
長崎県大村市上諏訪町1174番地29
破産者　内田　俊彦
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
長崎県諫早市下大渡野町2676番地１
破産者　古野　正志
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３５６２号
札幌市白石区北郷８条10丁目１番５号
破産者　田嶋　結乃（旧姓阪田）
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４号
函館市駒場町９番13―803号ミリオンパレス駒場、開始決定時の住所函館市湯川町２丁目13番18号
破産者　小幡　保彦
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８６号
青森市大字幸畑字唐崎24番地24
破産者　柳谷あづさ
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
秋田市山王中島町７番１号　第二サンパレス山王106
破産者　畠　　博美
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９８号
秋田市雄和田草川字沖村151番地１
破産者　堀井　富子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１１号
秋田市八橋イサノ２丁目２番21号　コンフィデンス八橋106号、旧住所秋田市将軍野堰越10番６号
破産者　倉光　光浩
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１２号
秋田市八橋イサノ２丁目２番21号　コンフィデンス八橋106号、旧住所秋田市将軍野堰越10番６号
破産者　倉光　郁子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４号
山形市小立３丁目２番３号
破産者　城戸口　好
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５号
福島県本宮市本宮字大榎15番地８
破産者　小林　節裕
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
千葉県山武郡大網白里町経田48番地
破産者　菅原　克信
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６９号
川崎市川崎区境町15番11号　新井荘201
破産者　岩名　　清
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
横浜市鶴見区尻手３丁目３番43―105号　永井方、開始決定時の住所川崎市幸区塚越４丁目351番地18
破産者　澤井　愛子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
川崎市多摩区菅３丁目12番１―401号、開始決定時の住所川崎市多摩区菅４丁目７番34号コーポ平山　B202
破産者　田中　幸雄
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
滋賀県長浜市新庄寺町250番地
破産者　石原　正己
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１１０６号
兵庫県篠山市北61番地13、申立時の住所京都市伏見区桃山与五郎町１番地137
破産者　中野　　崇
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番14―203号、開始決定時の住所大阪府岸和田市額原町242番地の５クローバーハイツ岸和田ベルエル503号
破産者　新井　勝美
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係